

令和4年度治山・林道工事に係る改善要望事項(R3年度工事)

岡山県森林土木建設協会

区分	県民局	工事名	要望事項	回答	備考
治山	備前		①森林土木工事(山腹工)におきましては、現場条件が、建設部工事と比較して、厳しい(現状では、人力による資器材の運搬、特に土工事を伴う場合に置きましては、人力施工となるため、施工効率が低下し手間等の時間を要し積算上計上されない費用が加算される)ため、設計積算基準の歩掛及び諸経費の率を上げていただきたいと切に希望いたします。 ②また、工事を進行するにあたり、特に熟練した技術者人材(技術者)を要するため、限られた技術者による負担が大きいため、人材育成が急務となっているのが、現状です。	①山腹工事の現場は、急峻で狭隘な場所での作業であることから、森林整備保全事業標準歩掛のほか見積歩掛を併用して積算しているところですので、御理解をお願いします。なお、要望があったことについて国に伝えてまいります。 ②山腹工事の施工技術を有する人材育成は大変重要であると考えており、令和2年度から実施している「森林土木施工技術研修」への参加や、監督員からの技術的助言を積極的に行うなどして、技術の向上に努めてまいります。	
			①伐採作業に係る経費等、作業範囲など掘削範囲のみ計上で掘削土を置く場所がありません。伐開は掘削範囲であり施工範囲ではありません。 ②伐採(売り買いで相殺可能ではあるのですが、交渉不可に係る経費など自社負担)	①②伐開範囲については、掘削土を置く場所の設置が必要と認められる場合は、区域を拡大して対応することが可能ですので、事前に監督員と協議願います。	
	備中	予防治山事業(農山漁村地域整備交付金)高尾(高尾平)地区 溪間工	③本堤作業に入る為の、仮設道路の、変更数量、改良材、砕石敷等の経費など任意である為に計上されません(コンクリート打設はポンプ車で、配管をつなぐ施工であるため、配管の経費以上は増やせないとのこと、改良材は最安値になる)石灰改良では、作業道として通行はできない、セメント改良となると金額も上がり自社負担も大きくなる。	③治山事業の仮設道については、できるだけ森林を改変しない必要最小限で計画しているところですが、土壌改良材や砕石等を散布しなければ施工できない場合は、任意仮設であっても変更を検討するよう監督員を指導してまいります。	
			④土地所有者への土地に関わる、賠償など多少でもあれば交渉等速やかに進むのではないのでしょうか(地元説明会にて現在は保証なしと言われました)	④治山事業は、山地災害から県民の生命・財産を保全するもので、森林所有者等の自助努力では対策が困難である場合に、地域からの要望を受け、工事に要する経費の全額を県の予算で実施する地元負担金を求めない事業となっていることから、土地の使用及び立木の伐採等については、地権者の皆様方に無償で協力をいただける箇所から優先的に実施しているところですので、御理解をお願いします。	
			⑤ガードマンについての計上が実働時間のみ(生コンの打設時間のみ等)であり業者は1日分支払っており、人数が増えれば業者の負担も大きくなります。	⑤ガードマンの配置に係る経費については、必要最小限で積算しているところですが、地域の安全性を確保するために、実働時間のみではなく、準備に要する作業等を含めた時間設定をすることが可能な場合がありますので、事前に監督員と協議をお願いします。	
	美作		①準備工の伐採作業について、積算歩掛が妥当ではないと考えられます。この件に関して岡山県から現場ごとに監督員と協議し見積り徴収による変更等に対応することと回答をいただきましたが、治山施設工事で監督員及び班長とも協議しましたが積算基準が変わるように要望してくださいと言われました。改善されることがないのであれば伐採作業等は別発注としていただきたい。	①伐採経費については、森林整備保全事業標準歩掛に基づき積算しているところであり、施工実態に合った歩掛の設定について引き続き国に要望してまいります。 また、標準歩掛に含まれていない特殊な作業を行う必要がある場合は適切に計上するよう、改めて監督員を指導してまいります。	
			②治山ダムなどの水抜孔(ヒューム管)について、材料費のみの計上となっております。以前にも要望しましたが回答は、型枠の一連作業とのことでしたが、実作業では型枠内での特殊な設置(架台作成・吊り込み・型枠加工・ヒューム管切断等)となりますので見積りによる積算計上していただきたい。	②治山ダムなどの水抜穴については、従来のヒューム管に変えて、設置手間の負担が少なく加工しやすい材料(塩化ビニール管等)に替えること検討しており、現在、他県の状況などを調査しているところですので御理解をお願いします。	
			③治山ダム等の水表側の埋戻し作業をするための重機の往来する仮設道路が必要である場合に変更対象としていただきたい。	③治山事業の仮設道については、できるだけ森林を改変しない必要最小限で計画しているところですが、発注後において、やむを得ない理由で仮設道の増設が必要と認められる場合は変更することが可能ですので、事前に監督員と協議願います。	
			④治山ダムの仮設工 キャットウォーク足場の当初設計は標準設計であり、実作業とかけ離れておりますので、作業の安全性を確保するため出来形による変更を当然としていただきたい。	④治山ダムの足場は、過去の実績等を踏まえキャットウォークを標準としているところであり、御理解をお願いします。なお、キャットウォークでは安全性を確保することができない場合は、事前に監督員と協議願います。	
	林道	美作	①林道泉山線等の林道開設工事の土工 法面整形において掘削箇所の土質が軟岩Ⅰ等である場合に法面整形が計上されていませんが、大型ブレーカーで破碎するだけでは法面は整形されませんので切土法面整形費用を計上していただきたい。	①林道の切取法面の土質が軟岩ⅠAであった場合などにおいては、法面整形を計上することとしておりますので、地質等に変更があった場合は、事前に監督員に協議願います。	
			②補強土壁工について、設計時の見立てでは掘削土砂を盛土材にそのまま使えようと思われていますが、実作業では掘削土砂を一度現場内のヤード等に搬出・仮置きし補強土壁を組立した後、再度積込み搬入するという作業にならざるを得ない現場が往々にしてありますので、現場条件によっては搬出・積込み・再搬入を別途計上していただきたい。	②当初設計では、掘削した土砂を盛土材として直接流用するようにしているところですが、現場条件による制約等で、土砂の搬出・仮置きなどの作業が必要となった場合は、事前に監督員に協議願います。	
			③林道開設工事などについて、作業の安全性、効率性を考えて一定間隔(100mに1箇所等)に作業車両の方向転換場所兼資材置場を設計当時より盛り込んでいただきたい。補強土壁工についても同じことを考慮していただきたい。	③作業車両の方向転換場所等の設置については、現場地形等の条件にもよりますが、可能な限り設置するよう努めてまいります。	
④林道工事では細かく線形を変化させた設計をされますが、実施工においては難易度が上がります。線形の変化点が多い場合、測量・土工・構造物の施工及び管理に経費がかかりますので、変化点の数に応じた経費を計上していただきたい。			④林道工事の経費については、森林整備保全事業標準歩掛に基づき積算しているところであり、御理解をお願いします。なお、施工実態に合った歩掛等の設定について、国に要望してまいります。		
治山林道	美作	①排水構造物やブロック積工等の床掘削箇所が岩盤であった場合、基本的に当初設計では基礎材無しの岩着施工となりますが、実施工では基礎砕石又は均しCon等基礎材が計上されていないと施工が困難ですので、基本的に基礎材を当初より計上していただきたい。	①床掘地盤が岩盤と想定される場合、道路側溝等の排水構造物工では敷モルタルを計上しているところですが、ブロック積工等においても基礎部を調整するコンクリート等が必要と想定される場合は、可能な限り当初設計の段階から計上するよう努めてまいります。		
		②林道工事や治山工事では伐採材及び根株については基本的に現場内残置することとなっておりますが、近年の異常気象による豪雨により流下し、下流の河川の氾濫を引き起こす等、周辺の家屋や人命・道路等に甚大な損害を与える事が考えられますので災害の未然防止及び環境負荷軽減の観点から伐木・伐根材を搬出し適正処分するよう設計していただきたい。また除根作業については掘削の同作業と考えられておりますが、除根作業は単独で別作業となりますので別途計上していただきたい。	②森林土木工事では、森林の機能強化を図るために原則として現場内に処理し、林地に自然還元しているところです。 なお、人家・公共施設等が近くに存在するなど現場内処理が不適切である場合は、産業廃棄物として処分場に搬出しているところですので、御理解願います。 また、除根作業については、準備費(機械除根等)の定率に含まれていますが、除根径が概ね30cmを超える場合は別途計上することが可能となっているため、事前に監督員に協議願います。		
		③管理基準に則っていない出来形管理を強要するのはやめていただきたい。	③管理基準にない出来形が必要な場合は、請負者と協議の上、管理内容を決定するよう監督員を指導してまいります。		
		④土量を計測するため掘削残土等を台形に整形するよう指示されますが、残土処理の範囲外ですので整形費用は別途計上していただきたい。また、整形した土量を計測し、設計値以下だった場合は減額されますが、設計値以上であった場合は増額されません。実測による変更を当然としていただきたい。	④残土を計測するための作業については、ダンプトラック等から下ろした土砂の均し程度を想定しているところであるが、台形にするために整形まで求める場合は、必要な経費を計上するよう監督員を指導してまいります。 また、土量数量については、適切に積算するよう併せて指導してまいります。		

【回答共通事項等】

- 歩掛や諸経費に関する問題点等については、毎年、県から林野庁に対して要望する機会があり、具体的に御指摘いただければ、県としても要望しやすくなります。
- 要望事項に、設計書(単価表)の工種を記載いただけたらと回答がしやすくなります。
- 当初設計内容に関し、設計変更の対象の可否や、疑問点等がある場合は、入札公告(指名通知)後から入札前までの一定期間中に質問が可能であるので、この制度の積極的な活用をお願いします。
- 工事に必要な作業は適切に積算され、変更されるべきではありませんが、協議前に実行され、その内容数量等が確認できない場合は、やむを得ず変更できない場合もありますので必ず事前の協議をお願いします。
- 口頭での協議では後に齟齬が生じる可能性がありますので、特に設計変更に関する事項(結果として変更がない場合を含め)は必ず工事打合簿で確認できるようにしてください。